

# 平成 2 2 年第 4 回教育委員会

## 定例会会議録

平成 2 2 年 4 月 1 4 日

東久留米市教育委員会

## 平成22年第4回教育委員会定例会

平成22年4月14日午後1時00分開会

本庁舎6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
  - (4) 東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正について
  - (5) 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について
  - (6) その他
  - (7) 諸報告
    - ②平成22年度指導室事業について
    - ③第七小学校給食調理業務委託後の試食について
    - ④東部地域の学校再編成（第四小学校閉校）のその後の状況について
    - ⑤その他
      - 平成22年度就学援助についてのお知らせについて
      - 生涯学習センターの開館記念式典及びコンサートについて
      - 平成22年度施政方針等について
      - 小・中学校の授業時間数について

---

### 出席委員（4名）

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一

---

### 東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長 鹿 島 宗 男	総務課長 下 川 尚 孝
指導室長 片 柳 博 文	生涯学習課長 田 中 潤
学校適正化等 担当課長 桑 原 茂	学務課長 稲 葉 勝 之
図書館長 高 梨 顕 彦	教育部主幹 山 下 一 美
指導主事 間 嶋 健	指導主事 工 藤 和 志

---

### 事務局職員出席者

庶務係長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 岡 崎 毅
--------------	-------------

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 委員長 これより平成22年第4回教育委員会定例会を開会する。本日は全員出席であり会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。本日の議事日程はご配付のとおりです。

(午後1時00分)

---

### ◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名委員は2番矢部委員に願います。

---

### ◎議案の追加

- 委員長 日程第2に入る前に、議案の追加の申し出があるので、事務局から説明を求める。
- 総務課長 「議案第25号 東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正について」及び「議案第26号 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」の2議案を追加議案としてお願いしたい。
- 委員長 「議案第25号 東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正について」及び「議案第26号 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」を追加議案として取り上げることのできることを了承いただきたい。追加議案として取り上げることに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第25号及び議案第26号については追加議案として取り上げることに決定した。

ついては、日程に変更があるので、日程変更も併せて了承いただいたものとし、改めて日程を配付する。

---

### ◎公開しない会議の宣告

- 委員長 本日の議案第23号、第24号及び諸報告①は人事案件のため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しない会議とすることに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、公開しない会議とする。

---

### ◎傍聴の許可

- 委員長 傍聴者はおいでになるか。
- 総務課長 おいでにならない。
- 委員長 人事案件が終了後、傍聴を許可したいがよろしいか。異議なしと認め、そのようにする。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

---

### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 日程第4、「議案第25号 東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

- 教育長** 「議案第25号 東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成22年4月14日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、平成22年4月から超勤代休時間が新設されたことに伴い、東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程を改正する必要があるためである。詳細については指導室長から説明する。
- 指導室長** 本議案については、平成22年4月に改正された労働基準法を踏まえて教育職員等の勤務時間、休暇制度及び超過勤務手当等の制度改正が行われたことにより行うものである。月60時間を超える超過勤務を行った場合に、一定の手続きを満たせば超勤代休時間が取得できるようになったため、この新設された超勤代休時間の承認行為を校長に委任する旨改正するものである。具体的な改正内容については、新旧対照表をご覧いただきたい。第2条第5号を改めて、超勤代休時間の承認に関する事項を追加したものである。
- 委員長** 「月60時間」ということだが、実際にはどのくらいの超過勤務が行われているのか。
- 指導室長** 対象は学校の事務職員等であるが、月60時間を超える例はあまり見られない。
- 委員長** これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。  
「議案第25号 東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第25号は承認することに決した。
- 

#### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長** 日程第5、「議案第26号 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長** 「議案第26号 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成22年4月14日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、平成22年4月から超勤代休時間及び半日単位の年次有給休暇が新設されたことに伴い、東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程を改正する必要があるためである。詳細については指導室長から説明する。
- 指導室長** 本議案については先ほど同様に、平成22年4月の労働基準法の改正を踏まえて教育職員等の勤務時間、休暇制度及び超過勤務手当の制度改正が行われることに伴い、改正を行うものである。超勤代休時間の新設及び教育職員等以外は職務に支障のない範囲において、半日単位の年次有給休暇を取得することができるようになった。ついてはこの超勤代休時間並びに半日単位の年次有給休暇の項を追加する必要があるために、東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正するものである。新旧対照表をご覧いただきたい。別表1の5に超勤代休時間の項を追加するとともに、8のイに半日単位の年次有給休暇の項を追加している。
- 委員長** これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。  
「議案第26号 東久留米市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、よって、議案第26号は承認することに決した。
-

---

### ◎その他

- 委員長 日程第6、その他について。事務局から何かあるか。
  - 総務課長 ない。
  - 委員長 次に進む。
- 

### ◎諸報告

- 委員長 日程第7、諸報告について。①は先に報告があったので、「②平成22年度指導室事業について」から、順次説明を求める。
- 指導室長 資料をご覧いただきたい。指導室では、今年度も教育委員会の目標を達成するため、体力の向上・豊かな心の育成・学力の向上を中心に掲げて事業を進めていく。今年度は例年どおりの事業に加え、新規事業が二つある。豊かな心の育成にかかわるものであるが、資料右側中段をご覧いただきたい。今年度は3カ年による教育課程、小・中連携教育の推進事業の2年目に当たり、教育課程委員会を新たに立ち上げ、小・中連携教育のカリキュラムを検討していく。同じく、今年度は小学校の教科書採択の年度に当たり、小学校の全教科の教科書採択事務がある。については小学校長、副校長をはじめとした調査委員を委嘱し、採択事務を進めていく。
- 委員長 続いて、「③第七小学校給食調理業務委託後の試食について」の説明を求める。
- 学務課長 資料の「試作試食会（報告）」をご覧いただきたい。4月5日に、第七小学校の視聴覚室で試食会を行った。資料では参加者が「第七小学校職員・教育部職員」となっているが、当日は市長も出席され、そのほか教育長、教育部長、指導室長、統括指導主事、学務課長、保健給食係長、管理栄養士などが出席している。献立は給食実施前ということで、機器の確認をする意味もあり、カレーライス、新タマネギと桜エビのかき揚げ、フレンチサラダ、春野菜の煮物、手づくりプリン、ほうじ茶というメニューである。試食後の職員の感想では、「最後に食べるのにはデザートプリンが甘かった」という意見があったが、特に問題はなかった。また、「調理手配に基づいた観点について」ということでは、栄養士からメニューごとに問題点を挙げてもらっており、今後の学校給食の調理の中に生かしていきたいと思っている。「作業中の衛生管理等」については作業前の身支度、特に毛髪等が異物混入で問題になっているので、帽子ですべて覆うようになっており、特に問題はない。非汚染区域と汚染区域の仕切り分けについては、本校に合わせた作業内容に調整して進めている。また、パート職員までの指示の流れについては、初めてということもあり、少しずつ改善していくと伺っている。

続いて、資料「第七小学校調理業務委託・初期業務状況について」をご覧いただきたい。確認の実施者は第七小学校長をはじめ、教育部長、学務課長、保健給食係長、学務課管理栄養士で行っている。確認方法は、直接現地調理場における作業状況の目視確認、および完成品の試食である。総括評価としては調理体制、調理手順、給食提供時間、配食数、調理場の衛生管理、配膳時児童とのふれあい、喫食時の児童の様子、給食の食味など、すべてに問題はなかった。本日まで学務課職員が現地に行き確認をしているが、現在のところ全く問題はない。個別考察であるが、調理体制は正社員4名・臨時職員7名、当日は本社からヘルプ社員2名で、計13名が調理に当たっている。初日ということもあり大量の調理員が投入さ

れているが、新規パート調理員にやや不慣れな点も見られたが、ヘルプ社員のカバーもあり、調理は問題なく行われている。調理経験を重ねていけば、解消できるレベルであると考えている。調理手順は別紙のとおり決められており、アレルギー除去食についても問題なく完成し、提供できている。給食提供時間であるが、配缶終了と4校時の終了がほぼ同時であり、理想的な提供時刻であった。配食数については過不足なく提供されている。調理場の衛生管理については調理員の身だしなみ、調理場内の汚染、非汚染区域の運用、調理施設のドライ運用についても適正に行われている。一部、汚染作業と非汚染作業の区分けで迷ったところが見られたが、東久留米市の考え方に沿って、今後の作業を改善していきたい。配膳時の児童とのふれあいについては、配膳室で子どもと調理員の対面状況を確認し、観察させていただいた。新年度が始まって間もないこともあり、クラス替えや担任交代したクラスなどでは給食当番の児童にもやや緊張感が見られたが、配膳員が優しく声をかけたり、また児童の安全にも配慮した引き渡しが行われている。今後、配膳員、児童双方が互いに顔見知りになっていくことで、さらに会話がふえ、良好な関係を築いていくことができると期待している。喫食時の児童の様子であるが、委託になったからということでの懐疑的な雰囲気は全く感じられず、明るい雰囲気の中で喫食していた。人気メニューのレバー揚げは好評であった。汁物は管理栄養士の指示により、市内他校とダシの取り方を一部変更しているが、「今日の汁が一番おいしかった」という声も聞かれている。

給食の食味については保健給食係長、学務課栄養士も試食を行い、安全性を確認している。加熱具合、味加減、料理提供温度ともに問題なく、おいしい給食が提供されている。課題点であるが、主にパート職員の中に、不慣れなこともあり、指揮命令系統が完全に確立されていない面が見られた。現場のチーフだけでなく、学校栄養士などにどうすればいいのかという質問も何度かあったようである。当日は喫食時間までの調理完了を最優先するため、調理現場で直接指示を行っていたが、本来、指揮命令はすべてチーフから受けるべきであり、そのことを理解していないパートの職員がいることが分かった。質問は、いずれもささいな事項であった。今後も、学校栄養士に指示を仰いでいるようでは、調理場としての指揮命令系統が乱れることも考えられ、また、偽装請負の疑念も抱かれることも考えられるため、調理終了後に、保健給食係長から東洋食品の本社担当係長に対し改善時指示を行っている。なお、本日まで、学務課職員を第七小学校に派遣し、調理状況や給食提供状況等を確認しているが、特に大きな問題は発生していない。

- 委員長 この報告は第七小学校長から学務課長あてになっているが…。
- 学務課長 4月5日付の文書は第七小学校長から私あての文書であるが、4月8日付の初期業務状況報告は学務課で取りまとめたものである。
- 委員 4月8日に見に行っていたということだが、これ以降は定期的にどれぐらいの頻度で学務課長や係長、あるいは管理栄養士が見に行かれるのか。
- 教育部長 主に常駐している学校管理栄養士が担当するが、学務課としても定期的に学校を視察したいと考えている。
- 委員長 「食後に食べるにはデザートプリンが甘い」との感想だが、こういう報告を聞いて課長はどう判断するのか。難しいと思うが…。
- 教育部長 味覚の問題なので、かなり難しい。私も試食したが、おいしかった。栄養士に聞くと、調理員や栄養士の味つけによっても、若干味は変わるそうである。しかし、他の市区町

村から異動されてきた先生に伺うと、大体押しなべて「東久留米市は給食がおいしい」と言われている。

○委員長 それは結構である。

○委員 第七小学校の栄養士は異動していないので、献立の段階では今までと変わっていないことになる。仕様書は、同じ指示書の下に作られているのか。

○学務課長 管理栄養士はそのままおり、あくまでも調理業務だけの委託であるため変わりはない。

○委員長 私は、その日の作り加減で、味がちょっと変わったことがあってもいいと思う。平均的な味加減で作らざるを得ないのだから…。

○教育部長 当日は65食を作ったが、実際は650食を作るため、調味料の味加減が多少違っているのかもしれないと栄養士が言っていた。ある程度数を作ったときには、それなりの甘さについても問題ないのではないかということであった。

○委員 今後、保護者に対する試食会も計画されているのか。

○学務課長 保護者への試食会についても検討しているが、4月の遠足時の実施を予定している。また、市議会文教委員会からも試食会に出席されたいと伺っており、5月7日で進めている。

○委員 実際に調理を担当された委託業者の方々が作ってみられた上で、第七小学校の調理室やその他の点についての感想を伺っているのか。

○教育部長 器具には癖があるそうで、その癖を現行の調理員が委託業者の調理員に教えて、その癖に合わせて作業をする練習を何回かすると伺っている。ただし、その「癖」については特に問題はないそうである。

○委員長 続いて、「④東部地域の学校再編成（第四小学校閉校）のその後の状況について」の説明を求める。

○教育部長 詳細については後ほど学校適正化等担当課長から説明するが、「東部地域の小学校再編成（第四小学校の閉校）に向けた実施計画」については3月30日の臨時会で承認をいただき、4月2日の政策会議、4月5日の庁議で承認され、昨日4月13日の議会初日に教育長報告を行っている。なお、この計画については、本日、新聞報道されているが、一部の新聞の中には、「第六小学校と神宝小学校に統合することを決め、13日の市議会に報告した」と書かれているが、誤解を招きやすい表現なので補足説明を行う。教育長報告ではあくまで「計画が決定された」ことを報告しているだけである。詳細については学校適正化等担当課長から報告する。

○学校適正化等担当課長 ただ今教育部長から報告した経過を受けて、第四小学校の今後を考える会の方たちとの懇談会を4月9日に行った。その際、3月30日の教育委員会での決定と4月5日に庁議決定されたことを報告した。今後、第四小学校と受入校の第六小学校・神宝小においてそれぞれ説明会を開催することになるが、それについての調整も行っている。どの学校でもこの時期はPTA役員が新旧交代する時期であり、基本的にはPTA総会が終わってから、正式にこちらから説明会の申し入れさせていただくことになるので、5月以降になると思うが、現在その予定で進めている。統合準備会については、現時点の予定では6月末ごろまでには立ち上げて、スタートしていけるように進めている。

中部地域の第八小学校のその後についても、報告する。3月の教育委員会のときに、「始

業式や入学式の際、第八小学校から移行する児童について、当日どのように紹介するかなどについては調整中である」と報告したが、その後、受入校の校長、保護者、児童、事務局とで面談を行ったところ、校長先生から紹介していただくことになったが、無事、始業式を迎えられている。その後確認したところ、各学校において何ら問題なく、それぞれ元気に通学されているということである。

○委員長 教育部長から話もあったが、新聞報道等との絡みも含めて関心の高い問題であり、いろいろご配慮いただく中で、なおかつご苦勞いただくことにならうかと思う。これにかかわる表現等については、今後とも十二分にご配慮いただきたい。続いての説明を求める。

○学務課長 資料の「平成22年度就学援助についてのお知らせ」をご覧いただきたい。これは各保護者に配布したお知らせである。就学援助は、経済的な理由により教育費の支払いが困難な保護者に対して、給食費や学用品費などについて援助を行うものである。対象となる世帯・家庭は生活保護が停止または廃止された方、市民税が非課税または減免された方、個人事業税・固定資産税の減免を受けている方、国民年金の掛金減免を受けている方、国民健康保険税の減免を受けている方、児童扶養手当の支給を受けている方、その他経済的に困りの方である。申請期間・場所は4月19日から4月23日までで、6階の602会議室で行う。援助の種類は新入学児童・生徒の学用品費、学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、医療費である。一番最後に記載してあるが、就学援助は2月下旬まで受け付けをしている。年度途中で保護者が病気等で収入が得られなくなった世帯や火災等により財産に損害を受けた家庭については、教育委員会に相談後申請していただくということで学校にお知らせしている。

○委員長 申請書類は事前に取りに来ているのか。

○学務課長 学校を通して、児童・生徒全員に配付している。

○委員長 全員に配布するのはいいと思う。続いての説明を求める。

○図書館長 2点報告する。資料の1点目「本とともだち」と「21年度学校図書館支援センター活動報告」については、後ほどご覧いただきたい。2点目の資料「平成21年度蔵書点検結果」をご覧いただきたい。例年どおり今年も2月に各図書館順番に実施し、集計がまとまったので報告する。昨年12月31日現在の蔵書を対象とし、約47万冊に対して点検をかけたところ、不明図書1,571冊、率としては0.3%ほどということで、大体毎年同じような数が出ている。減らす努力はしているが、なかなかこの数字から動かない状況にある。今回、滝山図書館が昨年の12月から4カ月間ほど休館し、工事が終了した3月20日過ぎに蔵書点検をかけているので、例年とは異なる変則的な日程での点検となっている。

○委員長 続いての説明を求める。

○生涯学習課長 生涯学習センターの開館記念式典及びコンサートについて、報告する。4月3日午後12時45分から、開館記念式典を開催した。式典ではテープカット等を行い、関係者からあいさつをいただいた。記念コンサートは午後2時から開演したが、入場者数は321名である。アンケートについては約100名の方から回答をいただいているが、「大変良かった」という方が96名おり、平澤仁さんをはじめ弦楽四重奏、ミュージックベルなどの演奏が大変好評だったと考えている。今後も、市民のニーズを把握すべく、指定管理者とも毎月打ち合わせをしながら、利用者懇談会の皆様とも協議をして、より良い自主事業を開催できるよう努めていきたい。



○委員長 大変良いイベントであったが、問題はこれから日常活動がどういう形で行われていくのかにある。そこにこそまた新たなご苦勞が出てくると思うが、よろしくお願ひしたい。続いての説明を求める。

○総務課長 お手元に「平成22年度施政方針」「平成22年度予算の概要」「平成22年度予算参考資料」「所信表明」を配布している。施政方針は昨日の4月13日、市議会臨時会の初日に市長から市議会に示したもので、明日4月15日にはこの施政方針に対する市議会での総括代表質問が予定されている。続いて、「平成22年度予算の概要」をご覧いただきたい。平成22年度の教育費予算については先の教育委員会において可決されているが、この予算については4月16日から21日にかけて開催される市議会臨時会の予算特別委員会で審議される予定である。そのほか、「平成22年度予算参考資料」については、後ほどご覧いただきたい。また、「所信表明」については市長が新たに就任されたことにより示されるものであり、これは3月時点のものであるが、資料として配付している。

○教育長 「平成22年度施政方針」のうち教育委員会にかかわる事項について、特に申し上げておきたいことがある。関連して、「平成22年度予算の概要」では12ページに書かれている。教育費にかかわる部分としては、「子どもがのびのび心豊かに育つまち」ということで盛り込まれているが、内容は給食調理業務委託など、今まで教育委員会の中で報告してきた事項である。

施政方針の8ページをご覧いただきたい。「(UR・都市再生機構の跡地利用)」の項の下から3行目、「なお、ひばりが丘団地への第五小学校の移転、新築については、将来児童数の推計や移転経費の負担等を教育委員会において調査、検討していただくとともに、併行してUR・都市再生機構等との協議を進めていく」ということが、市長から述べられている。これも昨年の9月市議会において、「ひばりが丘団地の余剰地に移転したらどうか」という一般質問があったことは教育委員会の中でも報告しているが、今回はこのように市長が方針として述べている。この話は当時は非公式だったと思うが、URから余剰地があるため、市で活用する考えがあれば優先的に利用してもいいという話が昨年あった。前市政の下での話であったため、新市長の考え方が示されていなかったが、今回新しい市長の考え方により調査、検討してほしいということになった。これは教育委員会、市長部局ともども調査、検討するようにという新たな判断が出たので、この時点での報告となった。以前から「第五小学校は狭隘で教室数は既にいっぱいである」「周辺の土地の状況を見た場合、将来的にかなり不安がある」状況であった。また、東京都は40人学級編制の基準を変えていないが、段階的に39人とか少しずつ落としてきており、将来的に教室数の確保に不安がある。そういったことから、教育委員会と市長部局とで検討していくことになるが、候補に上がっている土地が学校として適切かどうか、今後の児童数の推計がどうなっていくか、また、経費がどのくらいかかるのか、市の財政状況から見てどうなのかなどを総合的に判断し、なるべく早い時期に検討すると聞いている。今後、教育委員会と市長部局とで調査、検討を進めていくということが新しく加わっていることをご承知いただきたい。

○委員長 今、教育長が言われた「ひばりが丘団地への第五小学校の移転、新築～」という表現はこれまでは公式には出ていない。市長の考えだろうが、いつ決まったのか。

○教育長 これは都市再生機構からの話で、余剰地があるので公表したらどうかということから始まったことである。仮に、第五小学校が来年、再来年の段階でいっぱいになって難しい

と教育委員会が現時点で判断すれば、教育委員会は市長部局に対し、こういう状況であるので第五小学校の用地を求めてほしいと申し入れをする。そうすると、第五小学校の用地を拡張するのか、あるいは別に土地を求めるといった検討を市長部局と教育委員会とで相談しながら進めていくことになるが、今回は都市再生機構から公表したらどうかということであったため、ひばりが丘団地をターゲットとして調査、検討していくということになった。学校の建設予定地となるような話がまったくなかった段階でも、余剰地を民間に売却してマンションが建設されると第五小学校の児童数が増えるという状況が発生し、そうなった場合の対応の難しさについては市長部局も認識していた。

○委員長 これを見た第五小学校の児童や保護者は、「第五小学校から移る」と思うのではないか。

○教育長 校長会でも申し上げたが、あらかじめ今の段階で保護者にこういった検討をすると話すことは、混乱を招くと思っている。実際にここが学校用地としてふさわしいかどうか、財政的に大丈夫なのかということも教育委員会だけではなくて、学校長の皆さんにも意見を聞かなければならない。そういった過程を経て、一定の方向が出た段階で、教育委員会、学校長、保護者にも説明していくことになる。

○委員長 この施政方針演説はいつ行われたのか。

○教育長 昨日である。しかし、既に去年の一般質問で、議員が「ひばりが丘団地への移転」とはっきり述べているので、公式の場で話題になっていると言える。ただし、これは「教育委員会や市長部局が総意となってそうする、この方向でいく」という段階にならないと正式には申し上げられないことである。

○委員長 背景は多少あったにしても、ひばりが丘団地へ第五小学校が移ることについて、移転するということが市長の言葉で初めてオープンになったので、驚いている。新たな反響はあるだろう。

教育委員会は、毎々申し上げているように、いつも全市的な動きの中で教育が行われているととらえており、全市民の教育は市議会を中心とする行政のありようと直結していると言ってもいいと思う。われわれの出した予算がこの間暫定で認められているが、この後もどんどん進めていかなければならないことがあり、そういう教育にかかわる責任を負っているわれわれとしては、市の動きがちゃんとしないと困るということを改めて要望しておきたい。

○教育長 今朝の新聞にも、市長が提案した議案が否決されるという記事が掲載されており、委員長が言われたような心配もある。ただし、私ども教育委員会は、昨年来申し上げていることであるが、教育委員会の方針として決めたことについては貫き通す考えであり、今後進めていくことも今までの考え方がベースになって進められていくだろうと思っている。今後、本予算がどうなるかによっては教育行政の進め方に支障が出てくることは間違いないが、そういったことがあったにしても、教育委員会は最大限学校には迷惑をかけられないので、支障がないようにしていきたい。

第五小学校の件をはじめ、今まで教育委員会は行財政改革として、滝山小学校の閉校、公立幼稚園の閉園などいろいろ取り組んできた。また、生涯学習センターも公民館から衣替えして指定管理者を導入し、第七小学校の給食調理現場の民間委託も進めているが、これらは教育の本務ではなくて、もっとやらなければならないことも多々ある。学校施設一つとらえ

ても、トイレの改修の問題、大規模改造など、またソフト面でも例を挙げると、ブラスバンドの楽器の問題、通級学級や特別支援学級の問題などがあるが、そういったところも十分に計画を立てて進めていかなければならないと思っている。全市的には予算も苦しいが、それはそれとして、われわれが申し上げなければならないことは予算とは別なことである。予算にとらわれず、教育委員会がやるべきことを主張していかなければならないと思っている。

○委員長 今、教育長から話があったが、市政全般を踏まえたところで、教育委員会にかかわる問題を全面的に背負ってやってくださってきていると思う。われわれもまたさまざまな問題について、真剣に、深刻に考えて、皆さんの協力を得てここまで来ている。昔流の言葉を使って言えば「手塩にかけて育てる」わけである。金がないので、塩を手のひらに置いて、背負っている子どもに塩をなめさせながら育てていく、いかねばならない状況だと思う。

○委員 各学校に指導室が訪問される際、授業時間数について指導助言をお願いしたい。総授業数は標準時間をむしろ大きく超えて50時間になっており、各学校の先生には頑張っていると思う。しかし、小学校では算数や理科で若干時間数が不足しているところがある。総合的学習のほうに力を入れているのであれば、保護者に心配がないように説明していく必要があると思う。中学校では、中学1年生の英語の時間数が若干少ない。スタートの時点なので35週の週3回、105時間をクリアしていく方向でご指導いただきたい。選択教科や総合学習、学校行事や学級活動などいろいろあると思うが、国語・数学・理科などについても、中学1年生、中学2年生でもう少し見ていただきたい。都立高校の学力検査の科目ということもあり、保護者が心配されることがないようにしてほしい。実質、校長に編成権は託されているが、指導室による指導助言を行っていただきたい。

○指導室長 授業時間数の確保については学習指導要領等の規程にのっとり、確実に確保するよう学校に指導していく。一部の学校については数字上時間数が不足しているかのように見えるが、あの一覧表の中に出てこない授業時数・活動時数があり、特定の学校について、他の学校に比べると時間数が少なく見えるところがあった。学校としては授業や諸行事等について必要な時数を確保して指導しており、きちんと学習指導要領にのっとりた教育課程を編成し、実行していると認識している。また、ご指摘の保護者等への確実な丁寧な説明についても、学校訪問等を通じて実態を把握の上、学校に積極的に説明をしていくように働きかけていくつもりである。

○委員長 ほかに何かあるか。

○委員 東京都教育委員会連合会の件で報告する。東久留米市が21年度の会計監査として連合会の仕事を分担していたが、4月8日に昨年度の会計監査を無事終了し、監査の任が終わった。次回5月24日の総会で報告させていただく。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長 これをもって、平成22年第4回教育委員会定例会を閉会する。

(午後2時35分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年4月14日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 矢部晶代(自署)